

第5回会議出席に代わる管見（古川伸彦）

論点3 勧誘等に対する規制の在り方

(1) 売春の相手方となる者による勧誘等に係る処罰規定について

私は、売防法の、売春及びその相手方となる行為を禁止した上で、それらを助長する行為を罰則の対象にするという設計理念を鑑みると、買ってくれと働き掛ける行為を勧誘類型として犯罪化する一方、売ってくれと働き掛ける行為を放置するなら、そのアンバランスさは看過しがたいと考えます。そもそも、勧誘等の行為は対向犯の性質を持ちますが、対等ないしそれ以上の主導的な立場にある相手方の当罰性は認められて然るべきであり、形式的な必要的共犯論から不可罰であると決め付けることには賛同できません。

この点を立法的にはっきりさせるには、相手方の働き掛けが正犯として処罰される場合を明文化するのが現実的です。具体的には、①自己を売春の相手方とするよう公然勧誘する行為、②かかる勧誘目的での立ちふさがり及び付きまとい、あるいは③品定めをしながらうろつく等、自己を売春の相手方とするよう公然誘引する行為のように、売春目的での公然勧誘等と、その売買春助長的性格において何ら異ならないと評価し得る行為を捉えるという観点から、その処罰規定を設けることを検討すべきであると思料します。

その延長線上で、法6条の周旋等の罪に関し、2項で周旋目的での勧誘等の処罰が規定されていますが、買春目的での周旋依頼等を放置してよいのかということも、一考する余地があるように思います。買春目的で積極的な働き掛けをした者が、売春者を紹介してもらおうと思って声を掛けたのだと言い逃れられるようでは心配です。いわば法5条の対になる処罰規定を設けようとするなら、併せて法6条にも目を配り、自己を相手方とする売春の周旋を公然依頼する行為等の処罰も射程に入れるべきであろうと考えます。

(2) 売春目的での勧誘等に係る処罰規定（売春防止法第5条）について

私は、現行の法5条の罪について、直ちに削除するのは行き過ぎではないかと考えています。削除すると、教唆等の共犯の処罰もできなくなるので、副作用が大きいように思います。同罪は、法6条以下の罪とは異なり、売春行為を予備的な段階で罰するものと言われることもあります。それはやや誤解を招く言い方で、正確には、あくまで助長行為の一種としての公然勧誘等が、いわば自己売春目的で行われた場合の減軽類型と見るのが穏当であり、そうしたものとして残しておくことには理由があると思料します。

論点4 法定刑

私は、各罪の罰金の多額が、罪に見合わないほど少ないとの懸念を持っており、引上げの検討が必須であると考えます。拘禁刑の長期も、罪の重さに対する社会的評価を鑑みると、法6条以下の罪の刑を、いわばワンランクずつ引き上げる方策が検討されてよいと考えます。また、売春の相手方となる者の勧誘等を罰する場合の刑は、法5条の罪と同様の減軽的な扱いをする理由はないので、法6条を超えない限度で法5条より重くするのが妥当であり、最低限、法15条による任意的併科を認めるべきであると思料します。